

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年3月19日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の内容 ※	地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告書及び給与支払者・年金保険者から提出された給与・年金の支払報告書をもとに個人住民税を計算し課税する。 また、納税義務者が納付した個人住民税を区の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、又は未納分への充当を行う。 これらの業務を行うに当たっては、次の事務において特定個人情報を取り扱う(詳細については別添1を参照)。 1 納税義務者・国税庁・給与支払者・年金保険者・他地方公共団体から課税情報を取得する。 2 課税に必要な生活保護等の情報を照会する。 3 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を経由して照会する。 4 課税情報を作成する。 5 納税義務者・特別徴収義務者に税額を通知する。 6 個人住民税に関する口座振替及び振込事務に必要な口座情報の登録管理を行い、口座登録情報をもとにした各金融機関への口座振替(振込)依頼を行う。 7 納付書や口座振替等の納付の受入れを行い、各賦課データの納付状況の管理を行う。 8 課税情報に基づき、申請に応じて課税証明等を発行する。 9 再発行納付書の出力、還付充当処理など、納付に関連する事務を行う。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1 納税義務者管理 課税権のある住民に関する情報を管理する。 2 当初資料管理 給与支払報告書や申告書等の当初賦課資料の個人の特定及び管理を行う。 3 課税情報管理 当初賦課資料により賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 4 税額情報管理 税額の徴収方法・納期・期別税額・納税額等の情報を管理する。 5 扶養情報管理 扶養関係の情報を管理する。 6 通知書発行 納税通知書等を発行する。 7 証明書発行 課税証明等を発行する。 8 他団体通知 他団体に住民登録外課税通知等を発行する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム [○] その他 (国税連携システム、地方税ポータルシステム、課税資料イメージ管理システム、収納消込システム、口座管理システム、国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険・児童手当等の他の業務システム、コンビニ交付システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	収納消込システム
②システムの機能	1 消込処理 納付書、口座振替データをもとにした一括処理での消込処理を行う。 2 収納状況照会 各賦課データ毎の納付状況を照会する。 3 還付充当処理 納付による過誤納が発生した場合にその還付又は充当処理を行う。 4 再発行納付書発行 窓口での支払いのための再発行納付書を発行する。 5 決算処理 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	1 口座情報登録 申請のあった口座情報の登録・変更・廃止を行う。 2 口座情報照会 口座情報登録後の照会を行う。 3 口座振替依頼情報作成 各金融機関への口座振替依頼のため、当該口座振替依頼情報を作成する。 4 口座振替結果受入 口座振替依頼情報をもとにした各金融機関での口座振替結果データの受け入れを行う。 5 口座振込依頼情報作成 各金融機関への口座振込依頼のため、当該口座振込依頼情報を作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム4

①システムの名称	共通連携基盤システム
②システムの機能	1 申請管理機能 申請者が地方公共団体に対し申請手続等を行うマイナポータルと標準準拠システムの間を連携する機能 2 庁内データ連携機能 標準準拠システムが、他の標準準拠システムにデータを送信又は他の標準準拠システムからデータを受信することを効率的かつ円滑に行う機能 3 住登外者宛名番号管理機能 庁内で管理する住登外者(既存住民基本台帳システム以外の標準準拠システムにおいて住民とは別に管理しておく必要がある者をいう。)を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番・管理する機能 4 団体内統合宛名機能 団体内統合宛名番号を付番し、中間サーバーと連携する機能 5 EUC機能 職員自身が表計算ソフト等を用いて情報を活用するために基幹業務システムのデータを抽出、分析、加工、出力する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (他の業務システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス) 中間サーバー)

システム5

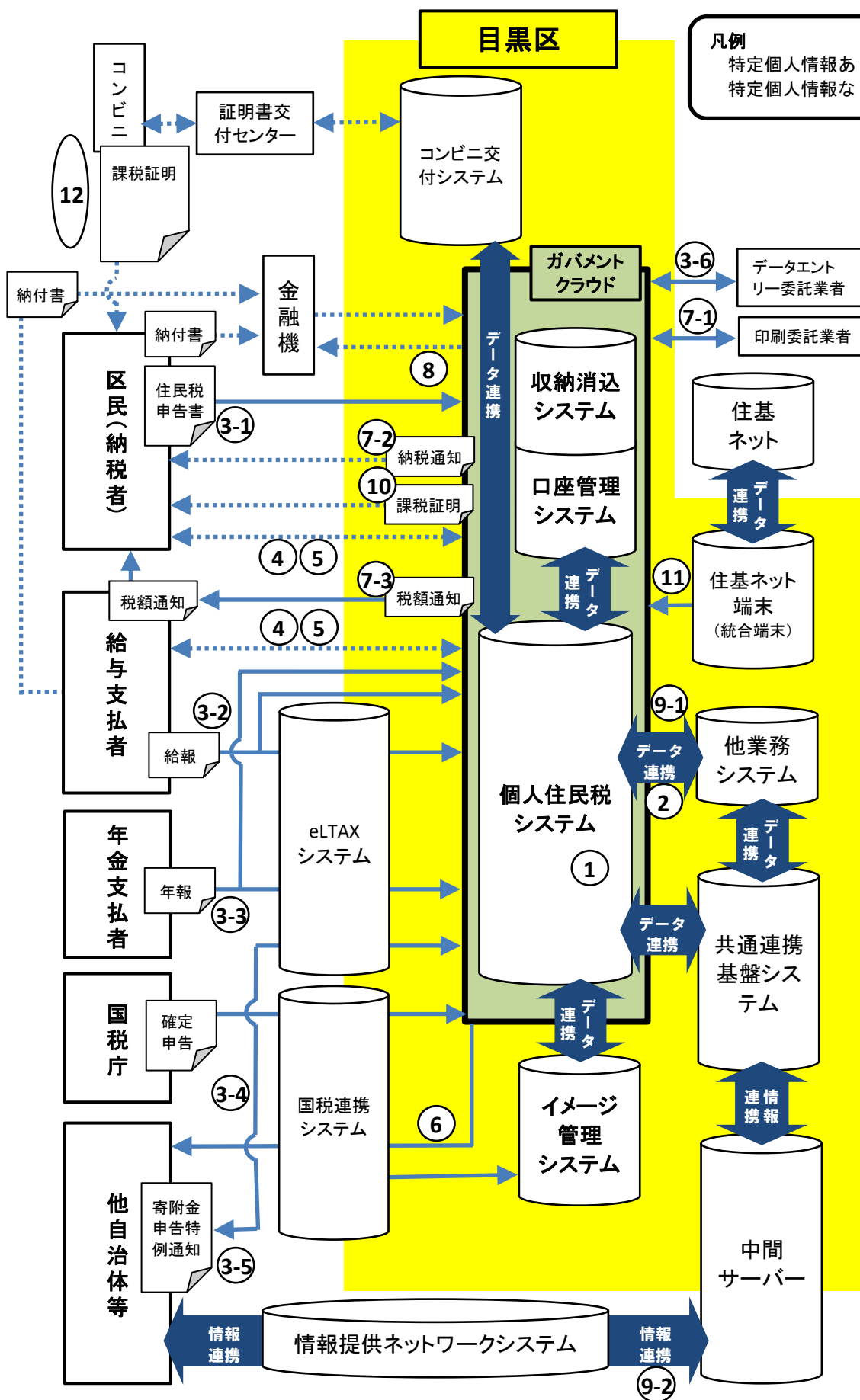
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理 情報の照会及び提供に用いる個人の識別子である「符号」と、統一識別番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の照会をするとともに、照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会があった旨を受領するとともに、当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 個人住民税システム接続 中間サーバーと共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能との間で照会内容、提供内容、特定個人情報(連携対象)等について連携する。 5 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、照会、提供情報等について連携する。 8 セキュリティ管理 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。 9 職員認証・権限管理 中間サーバーを利用する職員の認証を行うとともに、当該職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う。 11 自己情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 () [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	国税庁にe-Taxで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データを総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて送信するシステムである。次の処理を行う。 1 確定申告書データ(e-Tax・KSKデータ)のダウンロード 2 地方公共団体間におけるデータの回送 3 確定申告書イメージデータ(KSKイメージデータ)のダウンロード 4 確定申告データの検索・印刷・XMLファイルのCSV変換
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム7	
①システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)
②システムの機能	給与・公的年金支払者などから、eLTAXを通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領し、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付するシステムである。次の処理を行う。 1 給与支払報告書や公的年金等支払報告書等データのダウンロード 2 特別徴収税額通知書データの送信 3 申告データの審査及び照会 4 申請・届出データの審査及び照会 5 ふるさと納税に係る申告特例通知書の送信
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム8	
①システムの名称	課税資料イメージ管理システム
②システムの機能	紙もしくはデータで提出された、給与支払報告書や公的年金等支払報告書、住民税申告書などの課税資料を、画像化(イメージ化)して一括保存し参照する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()

システム9	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1 本人確認情報検索 統合端末により、4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組み合わせをもとに本人確認情報の検索を行い、一覧を画面上に表示する。 2 地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバーに対して、個人番号又は4情報の組み合わせによる本人確認情報の照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人住民税の賦課決定を行うに当たり、課税資料の正確な個人特定を行うとともに、所得情報、障害者の資格状況、生活保護等の受給情報を把握する必要がある。 また、納付に関する事務を行うに当たっては、納付状況の確認並びに収納事務、口座振替事務及び口座振込事務を行う上で正確な個人特定を行う必要がある。
②実現が期待されるメリット	課税資料の個人特定の正確性が向上するとともに、正確な所得情報及び控除情報を把握することができることから、課税の精度が高まり、もって公平・公正な課税を実現することができる。 また、遠隔地の扶養親族の所得照会等、地方税関係情報を活用することによる課税事務の効率化並びに個人特定の正確性が向上することにより、収納状況の照会等収納事務の効率化及び振替口座の登録管理の効率化を図ることができる。 また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化を図ることができるとともに、個人番号カードのICチップに格納される電子証明書の情報を利用して、コンビニエンスストアから課税証明等の取得が可能となる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法別表24の項

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、13の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、147の項、151の項、152の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項及び173の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民生活部税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

目黒区の個人住民税事務は、納税義務者から提出された申告書及び給与支払者・年金保険者から提出された給与・年金の支払報告書に基づき住民税を計算し課税する。

また、納税義務者が納付した個人住民税を区の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、又は未納分への充当を行う。

- ① 宛名システムから住民記録情報を取得し対象者情報を作成する。
- ② 生活保護情報を入力する。
- ③ 情報元から提出される課税資料等(区申告書・確定申告書・回送資料・公的年金等支払報告書・給与支払報告書、寄附金申告特例通知書など)情報を直接又は個人住民税システム以外のシステム(国税連携・eLTAX)経由で収集し、それらを画像化及び数値を電子化した申告等情報を作成し、住民記録情報等により作成された課税対象者に申告等情報を紐付けし、それらを統合・賦課決定した賦課資料ファイルを作成する。なお、紙資料で提出された課税資料についてはデータエントリー委託業者によりデータ化される。画像化された課税資料はイメージ管理システムに保存される。
- ④ 申告等情報に該当する課税対象者が存在しない場合は情報元への税務調査を行う。
- ⑤ 情報元への税務調査の結果、住民登録はないが目黒区で課税となる(住登外課税)者は、個人番号を取得するとともに課税対象者として登録し課税を行う。
- ⑥ 情報元への税務調査の結果、区外の納税義務者であることが判明した場合は、直接又は国税連携等経由により、他地方公共団体へ資料を回送する。
- ⑦ 数種の課税資料データを統合し、賦課決定を行うとともに、税額通知書等の印刷・封入委託を行い税額通知等を送付する。
- ⑧ 口座登録情報に基づき金融機関に口座振替の依頼を行う。
- ⑨ 決定・通知された賦課情報を各事務システム等へ連携(移転又は提供)する。また、区で住登外課税した者の住民登録している他地方公共団体に対し、区で課税した旨の通知を送信する。
- ⑩ 納税義務者からの請求に応じ、課税証明等を発行する。
- ⑪ 住民基本台帳ネットワークにより本人確認情報を照会・受領する。
- ⑫ 住民税システムの課税証明等情報をコンビニ交付システムにデータ連携する。納税義務者からコンビニエンスストア等のマルチコピー機を利用した課税証明等の請求があった場合は、証明書交付センターを通じて目黒区のコンビニ交付システムへ請求情報が送信されて課税証明等を発行できる。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族
その必要性	個人住民税において公平かつ適正な課税を行うため。
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号 申告情報の個人を正確に特定するため ・その他識別情報(内部番号) 収納ファイルと突合し、対象者を正確に特定するため ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 通知書の送付先情報等として使用するため ・連絡先(電話番号等) 本人等に申告内容の確認等を行うための連絡用として使用するため ・その他住民票関係情報 課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため ・国税関係情報 申告区分、納税者番号等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため ・地方税関係情報 所得、控除等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。また、口座振替の実施及び振替結果の確認を正確に行うため ・生活保護・社会福祉関係情報 個人住民税の非課税判定等のため ・年金関係情報 年金からの特別徴収税額を決定等するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	区民生活部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （生活福祉課 障害者支援課） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （国税庁 年金保険者 地方公共団体情報システム機構 内閣総理大臣） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （他地方公共団体） ☐ 民間事業者 （給与支払者） ☐ その他（ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム、地方税ポータルシステム）
③入手の時期・頻度		当初賦課時に入手 申告情報等（給与支払報告書・公的年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書・寄附金申告特例通知書） 生活保護情報 障害者情報 随時に入手 新規の申告情報 所得税の各種資料等 口座情報 定期的に入手 年金特別徴収に関する情報
④入手に係る妥当性		・地方税法第45条の2から第45条の3の3まで及び第317条の2から第317条の3の3までの規定に基づき、本人からの申告書又は給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書により入手する。 ・本人からの口座振替申請により入手する。 ・本人負担の軽減のため、減免に必要な事項を庁内連携により入手する。
⑤本人への明示		地方税法第45条の2から第45条の3の3まで及び第317条の2から第317条の3の3までの規定に明示している。また、個人住民税の減免事由は法定事項である。
⑥使用目的 ※		・課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い適正な課税額の算出を行うため ・納税義務者の正確な個人特定を行い、口座登録情報を適正に管理するため
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	税務課、戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所、情報政策課(※) ※情報政策課はシステムの運用管理部署
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1 課税対象者情報の管理 ・賦課期日時点で本区内に住所を有する個人又は本区内に事務所・事業所若しくは家屋敷を有する個人で本区内に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等（確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等）の提出があった者及びその扶養親族を登録し管理する。 ・納税義務者等より提出される課税資料を登録する。 ・国税庁より提供される法定調書を登録する。 2 課税事務 ・各種資料から、徴収区分を決定し、課税額を決定する。 ・特別徴収義務者に対し税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ・普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。 3 収納事務 ・住所情報、口座情報などから本人確認及び口座確認を行い、振替(振込)口座の管理を行う。 ・収納状況の確認を行う。

	情報の突合 ※	1 課税対象者情報の管理 ・住民異動により変更された特定個人情報については、団体内統合宛名システムを介し、個人住民税ファイルと宛名番号で突合し更新する。 ・本人又は本人の代理人が提出した申告書等又は他行政機関等から入手する申告書等の内容と、本区で登録されている宛名情報を突合し、氏名、住所を確認する。 2 課税事務 ・減免申請書の減免理由と、情報提供ネットワークシステムにより参照した生活保護情報又は障害者情報を突合し、減免内容を確認する。 3 収納事務 ・収納情報と突合して収納状況の確認を行う。 ・口座情報と突合して登録口座の確認を行う。
	情報の統計分析 ※	課税状況の分析等のための「市区町村課税状況等の調べ」等各種統計処理のみ行い、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・申告情報等に基づき個人住民税の賦課決定等を行う。 ・生活保護や災害等の理由による減免決定を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件
委託事項1		給与支払報告書等のデータエントリー業務委託
①委託内容		給与支払報告書(紙資料)の電子データ化作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	紙での提出があった資料の申告者全員
	その妥当性	給与支払報告書に記載される事項は、データでの提出、紙提出にかかわらず全て個人住民税システムに取り込む必要があるが、紙提出の資料については、提出があった資料に係る申告者全てのデータ化を民間事業者に委託することで、コストの削減と品質を確保した効率的な業務運営を行うことができるため。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		問い合わせがあった場合は随時回答する。
⑥委託先名		株式会社イマージュ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2		特別区民税・都民税に関する通知書等の帳票作成・印字・封入封緘委託
①委託内容		特別区民税・都民税の税額決定通知書などの帳票印刷・印字・封入封緘・発送作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及びその被扶養者
	その妥当性	通知書等の大量発送物の印字・封入封緘作業を委託することによって、コストの削減と品質を確保した効率的な業務運営を行うことができるため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (ファイル転送サービス(LGWAN回線))
⑤委託先名の確認方法		問い合わせがあった場合は随時回答する。
⑥委託先名		TOPPANエッジ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	事前に書面による申請を受け、区は再委託内容・再委託先・理由等による許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。
	⑨再委託事項	印字・封入封緘作業後の通知書等の作成業務及び納品に係る運搬業務

委託事項3		システム運用・保守業務
①委託内容		個人住民税システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及びその被扶養者
	その妥当性	特定個人情報ファイルに記録されている情報については、いずれも本委託業務において取り扱わなければならない可能性があるため
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (個人住民税システムが格納されているサーバー等での作業となるため、直接的な特定個人情報ファイルの提供は行わない。)
⑤委託先名の確認方法		問い合わせがあった場合は随時回答する。
⑥委託先名		株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限ることとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。
	⑨再委託事項	必要データの抽出・取込み作業、システムの一部機能についての開発元等関係事業者による保守・改修対応等

委託事項4		宛名システム運用・保守業務
①委託内容		宛名システム(支援措置対応機能を含む。)の障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」に同じ。
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 (システム操作上での参照の可能性あり(直接的な特定個人情報ファイルの提供は行わない。))
⑤委託先名の確認方法		問い合わせがあった場合は随時回答する。
⑥委託先名		未定
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。
	⑨再委託事項	上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項

委託事項5		共通連携基盤システム運用・保守業務	
①委託内容		ガバメントクラウドでの申請管理機能・団体内統合宛名機能を含む個人住民税システム等の事務処理システムの基盤環境の構築、運用、システム移行業務、システムデータの滅失等に備えたバックアップデータの保管等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	上記2. ③の「対象となる本人の範囲」に同じ。	
	その妥当性		
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] フラッシュメモリ [☒] 紙 [☒] その他 (システム操作上での参照の可能性あり(直接的な特定個人情報ファイルの提供は行わない。))	
⑤委託先名の確認方法		問い合わせがあった場合は随時回答する。	
⑥委託先名		株式会社日立システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。	
	⑨再委託事項	上記①の委託事項のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項	
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	☒ 提供を行っている（65）件 ☒ 移転を行っている（46）件 ☐ 行っていない	
提供先1	情報提供ネットワークシステムを使用して提供する提供先については、別表1に記載	
①法令上の根拠	別表1に記載	
②提供先における用途	別表1に記載	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、提供先において事務を処理するために必要な範囲	
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐	
⑦時期・頻度	随時	
提供先2～5		
提供先2	給与特別徴収義務者	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	給与特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。	
③提供する情報	給与特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他（eLTAX ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐	
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時（月1回）	

提供先3	日本年金機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	年金特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。	
③提供する情報	年金特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金受給者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ eLTAX	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時（月1回）	
提供先4	国税庁長官	
①法令上の根拠	番号法第19条第9号	
②提供先における用途	扶養控除否認事項を把握する。	
③提供する情報	扶養控除関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養控除否認対象者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （	☒ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	月1回	
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1		移転先については、別表2に記載	
①法令上の根拠		目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項	
②移転先における用途		別表2に記載	
③移転する情報		地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲	
⑥移転方法		☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度		別表2に記載	
移転先2～5			
移転先6～10			
移転先11～15			
移転先16～20			
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		【ガバメントクラウド(※)における措置】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 (※)ガバメントクラウド 地方公共団体における国仕様準拠の情報システム等も利用可能な国調達のクラウドサービス ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 【目黒区における措置】 ・ガバメントクラウド以外の環境のシステムについては、サーバ群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバを除く。)は、入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。 ・システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)又は外部データセンター(入館及びサーバ室への入室の厳重管理実施)に設置する。 ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォーム(※)はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存し、バックアップもデータベース上に保存する。 (※)各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点	
②保管期間	期間	[6年以上10年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	
	その妥当性	地方税法第17条の5(更正、決定等の期間制限)等の定めるところによる。	

③消去方法	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 【目黒区における措置】 本特定個人情報ファイル内の保管期間が経過したデータは、システムにて自動判別し、消去する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・特定個人情報の消去は目黒区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考	
①個人住民税システムについては、令和7年度までにガバメントクラウドに構築の国仕様に準拠したシステムに移行予定 ②上記移行に先立ち、関連システム間のデータ連携等を担う共通連携基盤システム(庁内連携システム)を構築(従来の団体内統合宛名システム・申請管理システムも包含)をガバメントクラウド上に構築 ③上記移行に伴う既存システムデータは、移行後速やかに消去する。	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

「(別添2)ファイル記録項目」のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<窓口における入手分について> 1 住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。 2 申告が代理人であった場合には、委任状の提出と身分証明書の提示を求めることで申告者の情報であることを確認する。 3 個人住民税システムに登録する際に、対象者が目黒区にて課税できる対象かどうかをチェックし、該当しないものについては他地方公共団体へ転送する等の対応を行う。 4 書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 <eLTAXシステムからの入手分について> 1 eLTAXシステムの審査システムでは、申告等の手続を行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。 2 eLTAXシステムを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続を行おうとする者のみの申告等の受付を行うこととなる。 3 国税連携システムでは、対象者の情報のみ提供されるため、対象者の情報しか入手することができない。 <住民基本台帳ネットワークシステムからの入手分について> 1 4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組み合わせによる照会を行うことで、対象者を特定する。 2 操作職員を限定して、対象者の情報以外の情報入手と誤操作を防止する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<窓口における入手分について> 1 他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づいて情報を取得するため必要な情報以外を入手することはない。 2 住民からの申告情報の入手については、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とし、さらに記載要領を充実させることで必要とする情報のみ入手する。 <eLTAXシステムからの入手分について> eLTAXシステムの審査システム及び国税連携システムでは、法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。 <住民基本台帳ネットワークシステムからの入手分について> 必要な情報以外は入手できないようにシステム上制約されている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<窓口における入手分について> 区民からの申告情報は、申告者の情報であることを確認した上で取得しており、不適切に入手することはない。 <eLTAXシステムからの入手分について> 事業所等からの支払報告書や申告書の情報は国税連携システムやeLTAXシステムの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステムからの入手分について> 専用回線を介し、かつ操作職員を系統的に限定してID及び生体認証によりログインするため、詐取・奪取が行われることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	1 区民からの特定個人情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。 2 個人住民税システムにて氏名・生年月日でのマッチングを行う。一致しない対象については提出元への連絡等により確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	1 区民からの個人番号の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、個人番号を確認する。 2 個人住民税システムにて取り込む際に、個人番号及び氏名・生年月日でのマッチングを行う。個人番号が一致しても氏名または生年月日が一致しない場合には上記同様の本人確認を行うことで真正性確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 紙で提出された課税資料から特定個人情報をデータ化する際には、入力後に別の担当者による二重チェックを実施する。 2 個人番号だけでなく、氏名・住所・生年月日及び所得情報の整合性等を複合的にチェックを行う。 3 賦課決定後の通知により、本人にも賦課の内容を確認してもらう。
その他の措置の内容	行政事務処理を通常の処理以外の方法で行ったときは、あらかじめ定めた手順・事例蓄積により整理した的確な手順で行うとともに、記録内容が適正かどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜窓口における入手分について＞ 書面については、本人から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は住所を明記したものを事前送付し、当該住所宛てに送付するよう説明する。 ＜eLTAXからの入手分について＞ 国税連携システムやeLTAXシステムについてはLGWAN回線を利用している。 ＜住民基本台帳ネットワークシステムからの入手分について＞ 住民基本台帳ネットワークは専用回線を利用している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	システムの権限管理機能により制御を行い、個人番号利用事務実施者のみ個人番号を参照できるよう制御を行う。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	他業務システムからの参照について、権限管理機能により制御を行い、業務に必要な情報のみ参照できるよう制御を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システム利用は、所属長が認めた職員等のIDについて操作権限を割り当て、生体(指静脈)情報とともにパスワードによる二要素認証を行っている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・各所属長をセキュリティ責任者とし、職員の所属や担当に応じて必要な情報のみアクセスできるよう、権限の付与を行う。 ・異動等により所属が変わる際には、速やかにユーザー情報の更新を行い、適切な権限設定を維持するとともに、定期的な点検を行う。 ・臨時的に職員へ権限を付与する場合は、必要なアクセスの詳細を判断し、所属長の承認を得て発行・登録する。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人ごとにユーザIDを発行することとし、共用IDは発行しない。 ・システムの管理機能により、パスワードの定期的な変更及びパスワードの使い回し防止の制御を行う。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムへのログイン記録(操作者は個人まで特定)、個人番号の閲覧、発行等の操作ログの記録を行う。ログは一定期間保存する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・セキュリティ対策基準により、業務外の使用を禁止し、アクセスログの記録及び定期的な解析を行う。 ・定期的なセキュリティ研修を行い、個人情報の業務外利用の禁止や漏えい防止策について、職員に周知徹底する。 ・委託事業者についても、職員と同等以上のセキュリティ対策を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムの端末は特定個人情報ファイルの複製ができない仕組みとする。 ・システムのデータアクセスについては、操作者ごとに必要な権限のみを設定し、アクセスログを記録する。 ・各端末での外部記憶媒体用のインターフェースを封じ、USBメモリ等への複写ができない仕組みとする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

<その他のリスク>

使用の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク。

<リスクに対する措置の内容>

・事務処理後や離席時は画面ロック(初期画面に戻すこと)を徹底し、一定時間操作がない場合は、スクリーンセーバーにより画面ロックがかかる設定とする。

・画面のハードコピーは出来ない設定とする。

・PC統合管理ソフトウェア等を用いて、ファイルの作成、更新、削除、複製といったファイル操作やアプリケーションの移動・印刷など、全ての操作を記録する。その際にクライアントPCの操作だけでなく、ファイルサーバ等へのアクセス先の情報資源に対する操作についても記録する。更に、クライアントPCの不正操作に対する禁止や警告の設定を行う。

・端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。

・データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	委託契約書及び特定個人情報に係る覚書にて、特定個人情報保護管理体制に関する以下の文書の提出を義務づける。 (1) 情報セキュリティ及び特定個人情報保護に関する社内規程又は基準 (2) 以下の内容を含む従事者名簿 ア 特定個人情報保護の責任者の氏名及び連絡先 イ 委託業務において特定個人情報を取り扱う者の氏名及び業務執行場所 ウ 事故発生時の連絡先 (3) 個人情報保護に関する従事者教育の実施
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけている。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託先へ提供した資料を電子データ化する際に扱った従業員、日時、処理内容等を管理し、定期的に報告することを契約内容に含めている。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は目黒区に対してのみ特定個人情報の提供ができる。それ以外に対しては一切認められず、その旨を委託契約書に明記する。また、委託契約の報告条項に基づき、契約満了時に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させる。必要であれば、当区職員が現地調査することも可能とする。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際、日付、枚数を記録した受渡しの確認印を押印してもらい、区がそれを確認する。委託先から特定個人情報を受領する場合も同様とする。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書において、区へ特定個人情報を提供した際は当該特定個人情報を消去し、紙媒体についても特定個人情報の提供とあわせて区へ返却すべきことを明記している。また、委託契約の報告条項に基づき、契約満了時に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。必要があれば、当区職員が現地調査することも可能とする。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		
規定の内容	目的外利用の禁止、特定個人情報の閲覧者・更新者の制限、特定個人情報の提供先の限定、情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負うべき旨、情報が不要となったとき又は要請があったときは情報の返還、消去等必要な措置を講じるべき旨、個人情報の取扱いについてチェックを行った上で契約満了時に報告すべき旨及び必要に応じて区が委託先の視察・監査を行うことができる旨を定める。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		
具体的な方法	委託契約書において、再委託する場合には事前に書面により区の承認を得ることとし、再委託先事業者は、委託事業者と同等の安全管理措置を講ずることができる事業者に限定する。また、再委託を行った場合には、再委託の状況について区に報告することとする。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	提供・移転の記録(端末、職員、対象住民及び照会日時等)がシステムに逐一保存される。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法並びに同法に基づく目黒区個人番号の利用に関する条例及び目黒区特定個人情報の保護に関する条例の定めに基づき、各所管において事務処理マニュアルを定めるとともに、定められたルールを遵守する体制を整備する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムの端末は、外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。 ・システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて設定し、アクセスログを記録している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・番号法に基づき認められる情報に限り、認められた相手にのみ提供及び移転を行うようシステム設定を行う。 ・提供及び移転に伴うシステム設定を行う際は、事前に十分な確認及び検証作業を行う		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)		[] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	【業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置】 ○特定個人情報の照会時には、情報の照会及び提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な入手を防止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能				
リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	【業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置】 ○情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能を介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本区の業務システムへのアクセスはできない。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ○中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク					
リスクに対する措置の内容	【業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置】 ①中間サーバーとの連携に当たっては、事前に十分なテスト及び検証を行い、不正確な入手を防止する。 ②中間サーバーからの情報照会結果の内容は、改変は行わない。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ○中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	【業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置】 ○中間サーバーと団体内統合宛名システムの連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間のみの通信とすることで、漏えい・紛失を防止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置】 ○特定の権限者以外は情報の照会及び提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 【中間サーバーにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されることを防止する。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失を防止する。 ③中間サーバーの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	【業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置】 ○特定の権限者以外は情報の照会及び提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 【中間サーバーにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されることを防止する。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失を防止する。 ③中間サーバーの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置> 【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 ○提供・移転する情報のシステム的な論理チェックを行い、誤った情報が作成されることを防止する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 ○番号法に基づき認められる情報に限り、認められた相手にのみ提供・移転できる仕組みになっている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されることを防止する。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、情報提供データベースに不要なデータを取り込まないよう制御を行うとともに、接続端末にて情報提供データベースの内容を目視により確認することで、誤った特定個人情報を提供してしまうことを防止する。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<その他のリスク> 接続の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク <リスクに対する措置の内容> 【業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置】 ○情報提供ネットワークシステムとの全ての連携（接続）は、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能を介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、区の業務システムへのアクセスはできない。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いるよう制御することにより、不正な名寄せが行われることを防止する。 【中間サーバーにおける措置】 ①中間サーバーと既存住基システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバーでは、地方公共団体ごとに特定個人情報のデータベースを管理し、アクセス制御している。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	①区施設内のサーバ設置場所の管理 ・区施設内の他の部屋とは区別し、専用の部屋とする。 ・出入口には、電子錠等による入退室を管理する設備を設ける。 ・監視カメラによる24時間監視を行う。 ・許可されたもの以外の機器持込み・使用を禁止する。 ②データセンターにおける管理 ・特定非営利活動法人日本データセンター協会が定める安全管理基準により高い安全性を確保する。 ・データセンターの入館・サーバ室の入退室を管理する設備を設ける。 ・地震や火災など災害に対して、データ保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。 ・機器の故障や保守など一部設備の停止時において、コンピューティングサービスを継続して提供できる冗長構成の設備を設ける。 ・バックアップデータは、データセンター内で管理する。 ③本特定個人情報を取り扱う部屋の管理 ・特定個人情報ファイル内のデータの参照・更新をすることができる業務端末は、セキュリティワイヤーで固定する。 ・特定個人情報が記載された書類は、鍵付きの書庫に保管する。 ・部外者以外の立入りを禁止する。 ・許可されたもの以外の機器持込み・使用を禁止する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ○中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的な対策の内容	【目黒区における対策】 ・個人住民税システムは、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 ・個人住民税システムの端末は、外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。 ・システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて詳細に設定し、アクセスログを記録している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	情報セキュリティに関する事故が発生した場合には、その対処後、原因を究明し、情報セキュリティ対策の見直し・再周知等を行い、再発を防止する。
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の特定個人情報と同様の方法にて安全管理措置を実施する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告書及び給与支払者・年金保険者から提出された給与・年金の支払報告書をもとに、その都度ファイルへの入力、削除及び修正を行っている。 ・削除後一定期間経過したデータは、システム機能により消去している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	【目黒区における措置】 ①法令等の定めによる保存期間が経過したデータは一定期間経過後消去する。 ②消去の際は、物理的な破壊、消去ソフトの使用等により、判読不能な状態にする。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ○データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	【目黒区における措置】 年に1回、担当課内において、次の観点による自己点検を実施し、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることを確認する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ○運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	【目黒区における措置】 ①年に1回、情報システムの管理及び運用が適正かつ円滑に行われていることの確認を目的とし、部局相互で行う内部監査を実施する。 ②情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、第三者の監査人による外部監査を実施する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ○運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ○ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	【目黒区における措置】 ・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を毎年実施し、その記録を残すとともに、関係職員に対して、一定期間毎に必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 ・受託業者に対し、契約において個人情報に関する研修の実施を義務付けている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

3. その他のリスク対策

【その他のリスク①】

中間サーバーでの安定的なシステムの運用監視ができなくなるリスク

【リスクに対する措置の内容】

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

【その他のリスク②】

ガバメントクラウドに係るその他のリスク

【リスクに対する措置の内容】

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	目黒区区民生活部税務課 郵便番号:153-8574 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話:03-5722-9819
②請求方法	書面で提出することにより受け付ける。
特記事項	目黒区公式ウェブサイトにおいて請求に必要な様式及び請求方法を公表する。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 開示方法で「写しの交付」を選択した場合には、交付費用が必要となる。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報ファイル簿に記載の名称
公表場所	目黒区公式ウェブサイト
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	目黒区区民生活部税務課 郵便番号:153-8574 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話:03-5722-9819
②対応方法	・問合せがあった場合は、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、企画経営部行政情報マネジメント課に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年9月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	区報に実施についての記事を掲載するとともに、区公式ウェブサイト及び総合庁舎その他区有施設において評価書(変更案)を公開し、意見を受け付ける。
②実施日・期間	令和5年12月1日から令和6年1月4日まで
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	反映事項なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年2月5日
②方法	目黒区情報公開・個人情報保護審議会において点検を行う。
③結果	特定個人情報の取り扱いやセキュリティ対策などについて質疑があった。 森林環境税創設に伴う記載が漏れていることの指摘を受け、記載を修正した。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月30日	I 基本情報 7 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 本橋 信也	税務課長 田中 健二	事後	
平成28年11月10日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 個人住民税システム ③他のシステムとの接続	宛名システム等 その他(国税連携システム、地方税ポータルシステム)	宛名システム等 その他(国税連携システム、地方税ポータルシステム、課税資料イメージ管理システム)		
平成28年11月10日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 収納消込システム ③他のシステムとの接続	宛名システム等	宛名システム等 税務システム		
平成28年11月10日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 口座管理システム ③他のシステムとの接続	宛名システム等	宛名システム等 税務システム		
平成28年11月10日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 課税資料イメージ管理システム	(記載なし)	【項目追加】 「システム8 課税資料イメージ管理システム」の項目追加		
平成28年11月10日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 住民基本台帳ネットワークシステム	(記載なし)	【項目追加】 「システム9 住民基本台帳ネットワークシステム」の項目追加		

平成28年11月10日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	I 基本情報 別添1 事務の内容	(省略)	3-2「区民税・都民税申告書」、7「印刷用データ」の情報の流れについて、「特定個人情報を含む情報の流れ」に修正。 課税資料イメージ管理システムを追加。 住基ネットの流れ図を修正		
平成28年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	(省略)	その他(地方公共団体情報システム機構)を追加	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(省略)	その他に、「国税連携システム、地方税ポータルシステム」を追加		
平成28年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 1件	委託する 3件	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1①委託内容	給与支払報告書・公的年金等支払報告書の紙資料の電子データ化作業	給与支払報告書・公的年金等支払報告書などの紙資料の電子データ化作業		
平成28年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1②その妥当性	給与支払報告書・年金支払報告書に記載される事項は、データでの提出、紙提出にかかわらず全て個人住民税システムに取り込む必要があるが、紙提出の資料については、提出があった資料に係る申告者全てのデータ化を民間事業者に委託することで、コストの削減と品質を確保した効率的な業務運営を行うことができるため。	給与支払報告書・年金支払報告書などに記載される事項は、データでの提出、紙提出にかかわらず全て個人住民税システムに取り込む必要があるが、紙提出の資料については、提出があった資料に係る申告者全てのデータ化を民間事業者に委託することで、コストの削減と品質を確保した効率的な業務運営を行うことができるため。		
平成28年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、紙		

平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、入札契約結果として公表する。	委託先が決定した際には、ホームページにて公表する。		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2・3	(記載なし)	【項目追加】 委託事項2・3として次の委託を追加 ・委託事項2 特別区民税・都民税に関する通知書等の帳票作成・印字・封入封緘委託 ・委託事項3 個人住民税システム運用支援	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 59件 移転を行っている 24件	提供を行っている 60件 移転を行っている 35件		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 別表	(省略)	別表に「番号法別表第二の85の2の項」に係る事務を追加		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	国民年金法による国民年金に関する事務	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	移転先5「健康推進課」の健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	【項目削除】		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	(記載なし)	【項目追加】 移転先5「国保年金課」の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給事務		

平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先7 ②提供先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	母子保健法による養育医療に要する費用の徴収に関する事務		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先8 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先9・10	（記載なし）	【項目追加】 次の2項目を、新移転先9・10として追加し、従前の移転先9・10をそれぞれ11・12に繰り下げる。 移転先9 保健予防課「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（東京都規則）による結核患者の医療費の助成に関する事務」 移転先10 保健予防課「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（育成医療・精神通院）の支給に関する事務」		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先12（従前の移転先10） ②提供先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	母子保健法による養育医療に要する費用の徴収に関する事務		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先13	（記載なし）	【項目追加】 次の項目を、新移転先13として追加し、従前の移転先11を14に繰り下げる。 移転先13 碑文谷保健センター「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（育成医療・精神通院）の支給に関する事務」		

平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先15・16	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先15・16として追加し、従前の移転先12・13をそれぞれ17・18に繰り下げる。 移転先15 介護保険課「介護保険法による保険給付の支給の対象となるサービスに係る利用者負担額又は同法による地域支援事業に係る利用料の軽減に関する事務」 移転先16 介護保険課「介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務(地域支援事業の実施要件の確認)」		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 従前の移転先14	従前の移転先14「障害福祉課」の身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	【項目削除】		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 従前の移転先15	従前の移転先15「障害福祉課」の知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	【項目削除】		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先19	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先19として追加し、従前の移転先16を20に繰り下げる。 移転先19 障害福祉課「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先20(従前の移転先16) ②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給の実施に関する事務		

平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先21・22・23	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先21・22・23として追加し、従前の移転先17・18をそれぞれ24・25に繰り下げる。 移転先21 障害福祉課「京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の申請の受理に関する事務」 移転先22 障害福祉課「目黒区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務」 移転先23 障害福祉課「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務」		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先26・27	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先26・27として追加し、従前の移転先19を28に繰り下げる。 移転先26 生活福祉課「「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」による保護の実施に関する事務」 移転先27 子育て支援課「児童扶養手当法による児童扶養手当の認定の請求、額の改定の請求、支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外の届出、現況の届出又は障害の状況の届出に関する事務」		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先28(従前の移転先19) ②提供先における用途	児童手当、児童扶養手当又は特別児童扶養手当の支給に関する事務	児童手当法による児童手当又は特例給付の認定の請求又は現況の届出に関する事務		

平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先29・30	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先29・30として追加し、従前の移転先20・21をそれぞれ31・32に繰り下げる。 移転先29 子育て支援課「目黒区児童育成手当条例及び同施行規則による児童育成手当の認定の請求、額の改定の請求、資格喪失に関する届出、現況の届出又は障害の状況の届出に関する事務」 移転先30 子育て支援課「目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び同施行規則によるひとり親家庭等医療費助成制度の認定の請求又は同条例に基づく届出に関する事務」		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先31（従前の移転先20） ②提供先における用途	助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務（負担能力の認定、費用の徴収）		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先32（従前の移転先21） ②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け、給付金の支給又は便宜の供与に関する事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先33	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先33として追加し、従前の移転先22・23をそれぞれ34・35に繰り下げる。 移転先33 子ども家庭課「母子及び父子福祉資金貸付及び償還に関する事務」		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先34（従前の移転先22） ②提供先における用途	保育所における保育の実施に関する事務	児童福祉法による保育所における保育の実施に関する事務（負担能力の認定、費用の徴収）		

平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 従前の移転先24	従前の移転先24「住宅課」の公営住宅法による 公営住宅の管理に関する事務	【項目削除】		
平成28年11月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2 特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報の入手を防 止するための措置の内容	(省略)	【次の事項追加】 ＜住民基本台帳ネットワークシステムからの入 手分について＞ 1 4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組み 合わせによる照会を行うことで、対象者を特定す る。 2 操作職員を限定して、対象者の情報以外の 情報入手と誤操作を防止する。	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2 特定個人情報の入手 リスク1 必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 容	(省略)	【次の事項追加】 ＜住民基本台帳ネットワークシステムからの入 手分について＞ 必要な情報以外は入手できないようにシステム 上制約されている。	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2 特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	(省略)	【次の事項追加】 ＜住民基本台帳ネットワークシステムからの入 手分について＞ 専用回線を介し、かつ操作職員を系統的に 限定してID及び生体認証によりログインするた め、詐欺・奪取が行われることはない。	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	(省略)	【次の事項追加】 ＜住民基本台帳ネットワークシステムからの入 手分について＞ 住民基本台帳ネットワークは専用回線を利用し ている。	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置 リスクに対する措置の内容	・事務処理後は初期画面に戻すようにしている。 ・画面のハードコピーの取得は事務処理に必要 となる範囲にとどめる。	・事務処理後は初期画面に戻す。 ・画面のハードコピーの取得は原則として行わな い。	事前	①重要な変更

平成28年11月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 再委託による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保・具体的な内容	再委託していない	十分に行っている 委託契約書において、再委託する場合には事前 に書面により区の承認を得ることとし、再委託先 事業者は、委託事業者と同等の安全管理措置を 講ずることができる事業者に限定する。また、再 委託を行った場合には、再委託の状況について 区に報告することとする。	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転に 関するルール ルール内容及びルール遵守 の確認方法	番号法並びに同法に基づく条例及び目黒区個人 情報保護条例の定めに基づき各所管において 事務処理マニュアルを定めるとともに、定められ たルールを遵守する体制を整備する。	番号法並びに同法に基づく目黒区個人番号の 利用に関する条例及び目黒区特定個人情報保 護条例の定めに基づき、各所管において事務処 理マニュアルを定めるとともに、定められたル ールを遵守する体制を整備する。	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	Ⅵ 評価実施機関 1 基礎項目評価 ①実施日	平成26年11月14日	平成28年7月1日		
平成28年11月10日	Ⅵ 評価実施機関 2 国民・住民等からの意見の 聴取 ①方法	(省略)	実施に当たっては、区報に実施についての記事 を掲載するとともに、区公式ホームページ及び総 合庁舎その他区有施設39か所において評価書 及び評価書に係る資料を公開し、広く区民等の 意見を求めた。		
平成28年11月10日	Ⅵ 評価実施機関 2 国民・住民等からの意見の 聴取 ②実施日・期間	(省略)	平成28年8月5日から平成28年9月5日まで		
平成28年11月10日	Ⅵ 評価実施機関 2 国民・住民等からの意見の 聴取 ④主な意見の内容	(省略)	マイナンバーカードの発行においてシステム障 害が相次ぐなど、制度の仕組みが不安定なため 見直しが必要である。		
平成28年11月10日	Ⅵ 評価実施機関 2 国民・住民等からの意見の 聴取 ④評価書への反映	(省略)	追記及び記載の変更は行わない。なお、全ての 意見に対する検討結果は公式ホームページ等で 公表する。		
平成28年11月10日	Ⅵ 評価実施機関 3 第三者点検 ①実施日	(省略)	平成28年10月17日		

平成28年11月10日	VI 評価実施機関 3 第三者点検 ②方法	(省略)	目黒区情報公開・個人情報保護審議会において点検を行う。		
平成28年11月10日	VI 評価実施機関 3 第三者点検 ②結果	(省略)	平成29年度から個人番号を記載して通知することとなる、給与所得からの特別徴収税額通知書の送付方法に関すること、特定個人情報の取り扱いやセキュリティ対策などについて質疑があった。 税額通知書の送付方法については地方税法の規定に沿って適切に行うこと、特定個人情報の取り扱いについてはリスク管理も含めて細心の注意を払っていくことを説明した。 そのほか、番号制度全般等に関する質疑があった。		
平成29年10月12日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項		法改正に伴う規定の整備
平成29年10月12日	I 基本情報 7 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 田中 健二	税務課長 落合 勝		
平成29年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社KSKデータ	株式会社イマージュ		
平成29年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 別表 8の項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
平成29年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 別表 38の項追加	(省略)	別表に「番号法別表第二の38の項」に係る事務を追加		

平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル 個人住民税ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	システム利用は、必要と思われる職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。	システム利用は、所属長が認めた職員等のIDについて操作権限を割り当て、生体(指静脈)情報とともにパスワードによる二要素認証を行っている。	事前	①重要な変更
平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル 個人住民税ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	(省略)	【次の事項追加】 ・各端末での外部記憶媒体用のインターフェースを封じ、USBメモリ等への複写ができない仕組みとする。	事前	①重要な変更
平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル 個人住民税ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・事務処理後は初期画面に戻す。 ・画面のハードコピーの取得は原則として行わない。	<その他のリスク> 使用の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク。 <リスクに対する措置の内容> ・事務処理後や離席時は画面ロック(初期画面に戻すこと)を徹底し、一定時間操作がない場合は、スクリーンセーバーにより画面ロックがかかる設定とする。 ・画面のハードコピーは出来ない設定とする。 ・PC統合管理ソフトウェア等を用いて、ファイルの作成、更新、削除、複製といったファイル操作やアプリケーションの稼働・印刷など、全ての操作を記録する。その際にクライアントPCの操作だけでなく、ファイルサーバ等へのアクセス先の情報資源に対する操作についても記録する。更に、クライアントPCの不正操作に対する禁止や警告の設定を行う。 ・端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。 ・データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	事前	①重要な変更

平成29年10月12日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	年に1回、組織内に置かれた監査担当により、次の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置	＜内部監査＞ 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、次の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ＜外部監査＞ 第三者の監査人による情報セキュリティ監査を実施する。	事前	①重要な変更
平成29年10月12日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(記載なし)	＜その他のリスク＞ システム保守業務におけるリスク ＜リスクに対する措置の内容＞ システムの保守業務委託では、ソフトウェア・プログラム等のセットアップ・バージョンアップ時や障害対応時 etc 専門性の高い作業に限り特定個人情報ファイルを保有しているデータベースにアクセスできる権限を付与して作業を行っている。これらの作業は、直接特定個人情報を取扱うものではないが、一定の管理区域内で職員立会い、入退室管理、権限管理、ログ管理等により、セキュリティを確保している。	事前	①重要な変更
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ①実施日	42552	42943		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	(省略)	平成29年8月15日から平成29年9月15日まで		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	(省略)	意見なし		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	(省略)	反映なし		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 3. 第三者点検 ①実施日	(省略)	平成29年10月2日		

平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 3. 第三者点検 ③結果	(省略)	特定個人情報の取り扱いやセキュリティ対策などについて質疑があった。 そのほか、番号制度全般等に関する質疑があった。 なお、特定個人情報の使用におけるその他のリスクに対し、記載が無いとの指摘を受け、その他		
平成30年6月26日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項		法改正に伴う規定の整備
平成30年6月26日	I 基本情報 7 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 落合 勝	税務課長		
平成30年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	提供を行っている件数 60件 移転を行っている件数 35件	提供を行っている件数 63件 移転を行っている件数 39件		
平成30年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1	別表	別表1		
平成30年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先	(省略)	【移転先すべてを別表2として表形式に変更】		
平成30年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 別表1 20の項追加	(記載なし)	別表に「番号法別表第二の20の項」に係る事務を追加		
平成30年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 別表1 53の項追加	(記載なし)	別表に「番号法別表第二の53の項」に係る事務を追加		

平成30年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 別表1 106の項 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	【法改正に伴う修正】 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
平成30年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 別表2 移転先5 ②移転先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給事務	【文言の整理】 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務		
平成30年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 別表2 移転先19	（記載なし）	【項目追加】 次の項目を、新移転先19として追加し、従前の移転先19を21に繰り下げる。 移転先19 障害福祉課「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務」		
平成30年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 別表2 移転先20	（記載なし）	【項目追加】 次の項目を、新移転先20として追加し、従前の移転先20を22に繰り下げる。 移転先20 障害福祉課「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務」		
平成30年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 別表2 移転先22（従前の移転先20） ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給の実施に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給の実施に関する事務（補装具を含む）		
平成30年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 別表2 移転先25（従前の移転先23） ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具・住宅改善を含む）		

平成30年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先30	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先30として追加し、従前の移転先番号を繰り下げる。 移転先30 子育て支援課「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による、特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務、手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務、届出に係る事実についての審査に関する事務」		
平成30年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先31 ④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満		
平成30年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 従前の移転先33	従前の移転先33「子ども家庭課」の母子及び父子福祉資金貸付及び償還に関する事務	【項目削除】		
平成30年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先38	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先38として追加。 移転先38 保育課「目黒区立保育所条例第11条第3項に規定する時間外保育料の額の決定に関する事務」		
平成30年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先39	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先39として追加。 移転先39 保育課「目黒区立保育所緊急一時保育事業実施要綱による緊急一時保育の利用料金の減額又は免除の申請に係る事実についての審査に関する事務」		
令和2年3月3日	評価書名	個人住民税に関する事務	個人住民税に関する事務 全項目評価書		
令和2年3月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○] その他(国税連携システム、地方税ポータルシステム、課税資料イメージ管理システム)	[○] その他(国税連携システム、地方税ポータルシステム、課税資料イメージ管理システム、収納消込システム、口座管理システム、国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険・児童手当等の他の業務システム)		

令和2年3月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[○] その他(収納消込、口座管理、国民健康保険、国民年金等の他業務システム・中間サーバー)	[○] その他(情報提供ネットワークシステムを介した情報提供等を行う事務で使用する他の業務システム、中間サーバー)		
令和2年3月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム5 ①システムの名称	中間サーバー	中間サーバー		
令和2年3月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム5 ②システムの機能	(記載なし)	11 自己情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う。 12 お知らせ お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報提供と、その状況確認依頼に対し回答結果の受領を行う。		
令和2年3月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	給与・公的年金等の支払をする者から、eLTAXを通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領し、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付するシステムである。次の処理を行う。 1 給与支払報告書や公的年金等支払報告書データのダウンロード 2 特別徴収税額通知書データの送信 3 申告データの審査及び照会 4 申請・届出データの審査及び照会	給与・公的年金支払者などから、eLTAXを通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領し、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付するシステムである。次の処理を行う。 1 給与支払報告書や公的年金等支払報告書等データのダウンロード 2 特別徴収税額通知書データの送信 3 申告データの審査及び照会 4 申請・届出データの審査及び照会		
令和2年3月3日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の16の項並びに主務省令(※)第16条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)		法令上の根拠について、法律において委任する細目を明確にするための修正

令和2年3月3日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の27の項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)		法令上の根拠について、法令改正内容を反映するとともに、法律において委任する細目を明確にするための修正
令和2年3月3日	I 基本情報 別添1 事務の内容	(省略)	申告特例通知書が電子化されたため情報の流れに追加するとともに、全体図を整理		
令和2年3月3日	I 基本情報 別添1 事務の内容 (備考)	① 団体内統合宛名システムから住民記録情報を取得し対象者情報を作成する。 ③ 情報元から提出される課税資料等(区申告書・確定申告書・回送資料・公的年金等支払報告書・給与支払報告書)情報を直接又は個人住民税システム以外のシステム(国税連携・eLTA X)経由で収集し、それらを画像化及び数値を電子化した申告等情報を作成し、住民記録情報等により作成された課税対象者に申告等情報を紐付けし、それらを統合・賦課決定した賦課資料ファイルを作成する。なお、紙資料で提出された課税資料についてはデータエントリー委託業者によりデータ化される。画像化された課税資料はイメージ管理システムに保存される。 ⑪ 住民基本台帳ネットワークにより本人確認情報の照会・受領。	① 宛名システムから住民記録情報を取得し対象者情報を作成する。 ③ 情報元から提出される課税資料等(区申告書・確定申告書・回送資料・公的年金等支払報告書・給与支払報告書、寄附金申告特例通知書など)情報を直接又は個人住民税システム以外のシステム(国税連携・eLTAX)経由で収集し、それらを画像化及び数値を電子化した申告等情報を作成し、住民記録情報等により作成された課税対象者に申告等情報を紐付けし、それらを統合・賦課決定した賦課資料ファイルを作成する。なお、紙資料で提出された課税資料についてはデータエントリー委託業者によりデータ化される。画像化された課税資料はイメージ管理システムに保存される。 ⑪ 住民基本台帳ネットワークにより本人確認情報を照会・受領する。		
令和2年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	[○]行政機関・独立法人等(国税庁 年金保険者)	[○]行政機関・独立法人等(国税庁 年金保険者 地方公共団体情報システム機構)		

令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	当初賦課時に入手 申告情報(給与支払報告書・公的年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書) 生活保護情報 障害者情報 随時に入手 新規の申告情報 所得税の各種資料等 口座情報 定期的に入手 年金特別徴収に関する情報	当初賦課時に入手 申告情報等(給与支払報告書・公的年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書・寄附金申告特例通知書) 生活保護情報 障害者情報 随時に入手 新規の申告情報 所得税の各種資料等 口座情報 定期的に入手 年金特別徴収に関する情報		
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	税務課、戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所	税務課、戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所、情報課(※) ※情報課はシステムの運用管理部署	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	・申告情報等に基づき個人住民税の賦課決定等を行う。 ・生活保護や障害等の理由による減免決定を行う。	・申告情報等に基づき個人住民税の賦課決定等を行う。 ・生活保護や災害等の理由による減免決定を行う。	事前	誤字の修正
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託の有無	[委託する] 3件	[委託する] 5件	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、ホームページにて公表する。	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項2 ⑥委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、ホームページにて公表する。	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項3	個人住民税システム運用支援	システム運用・保守業務	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項3 ①委託内容	個人住民税システムの運用におけるオペレーション作業	個人住民税システム・団体内統合宛名システムを含む基幹系システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	事前	①重要な変更

令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	特定個人情報ファイルの全体	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	個人住民税システムと他のシステム間でデータの相互連携等を行う場合や、委託事業者との委託事項に係るデータの受け渡しを行う場合に、特定個人情報を含むデータの抽出又は取り込み作業が必要となる。抽出又は取り込み作業は、一定の管理区域内でシステムの保守業者が行うことにより、セキュリティを確保しながら効率的な業務運営を行うことができる。	特定個人情報ファイルに記録されている情報については、いずれも本委託業務において取り扱わなければならない可能性があるため	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]その他(個人住民税システムが格納されているサーバー等での作業となるため、直接的な特定個人情報ファイルの提供は行わない。)	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]その他(個人住民税システムが格納されているサーバー等での作業となるため、直接的な特定個人情報ファイルの提供は行わない。)	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、ホームページにて公表する。	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社RKKコンピューターサービス	株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	事前に書面による申請を受け、区は再委託内容・再委託先・理由等による許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、業務における管理体制等を明示した再委託の申請を受け、許諾の可否を判断	事前	①重要な変更

令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項3 再委託 ⑨再委託事項	対象データの抽出・取り込み作業に係る専用端末での操作作業	必要データの抽出・取込み作業、システムの一部機能についての開発元等関係事業者による保守・改修対応等	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項4	—	基盤環境運用業務(予定)	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項4 ①委託内容	—	データセンターでの個人住民税システム・団体内統合宛名システムを含む基幹系システムの基盤環境の構築、運用、システム移行業務、システムのデータの滅失等に備えたバックアップデータの別拠点での保管等	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	—	[特定個人情報ファイルの全体]	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	対象となる本人の数	—	[10万人以上100万人未満]	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	対象となる本人の範囲	—	納税義務者及びその被扶養者	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	その妥当性	—	特定個人情報ファイルに記録されている情報については、いずれも本委託業務において取り扱わなければならない可能性があるため	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項4 ③委託先における取扱者数	—	[10人以上50人未満]	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項4 ④取扱先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[○] 専用線 [○] その他(サーバーでのシステム操作・作業用端末でのシステム操作(直接的な特定個人情報ファイルの提供は行わない。))	事前	①重要な変更

令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	—	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項4 ⑥委託先名	—	未定	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項4 ⑦再委託の有無	—	[再委託する]	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項4 ⑧再委託の許諾方法	—	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、業務における管理体制等を明示した再委託の申請を受け、許諾の可否を判断	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項4 ⑦再委託事項	—	上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項5 ①委託内容	—	磁気媒体等外部保管(令和2年12月まで(予定))	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項5 ①委託内容	—	システムのデータの滅失等に備えたバックアップデータの遠隔地保管及び集配	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	—	[特定個人情報ファイルの全体]	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	対象となる本人の数	—	[10万人以上100万人未満]	事前	①重要な変更

令和2年3月3日	対象となる本人の範囲	—	納税義務者及びその被扶養者	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	その妥当性	—	災害等によるデータ滅失等によるリスク回避のためには、特定個人情報ファイル全体のバックアップデータが必要であるため	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項5 ③委託先における取扱者数	—	[10人以上50人未満]	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項5 ④取扱先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	—	問い合わせがあった場合は随時回答する。	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項5 ⑥委託先名	—	株式会社ワンビシアーカイズ	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項5 ⑦再委託の有無	—	[再委託しない]	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転 移転先1 ⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] その他()	[] 庁内連携システム [○] 専用線 [○] その他(緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。)		

令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	区庁舎内にある専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理を行う。	【白黒区における措置】 ①令和2年12月まで(予定) ・システムのサーバ(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバを含む。)は、区施設内にある専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理を行う。 ・システムで取り扱う特定個人情報、サーバのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータを保存した電子記録媒体は、別途遠隔地に保管し、委託により安全管理措置が講じられた場所で管理する。 ②令和3年1月以降(予定) ・システムのサーバ群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバを除く。)は、入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。 ・システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)又は外部データセンター(入館及びサーバ室への入室の厳重管理実施)に設置する。 ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォーム(※)はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存し、バックアップもデータベース上に保存する。	事前	①重要な変更
令和2年3月3日 (続き)			(※)各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点		

令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	削除後一定期間経過したデータは、システム機能により消去する。	【目黒区における措置】 本特定個人情報ファイル内の保管期間が経過したデータは、システムにて自動判別し、消去する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・特定個人情報の消去は目黒区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。		
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	(記載なし)	現行システムのデータセンター化に伴う構築・移行業務(本特定個人情報ファイルの取扱いを含む。)の委託を予定 ①構築業務 ・基盤環境運用業務の委託事項として実施 ②移行業務 ・システム運用・保守業務又は基盤環境運用業務の委託事項として実施		
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 別表1 116の項 ②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先37	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務		
令和2年3月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 別添2 特定個人情報ファイル記録項目	(省略)	【税制改正に伴う記録項目追加・修正などを反映】		
令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 情報保護管理体制の確認	(省略)	(前略) (3) 個人情報保護に関する従事者教育の実施		

令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	団体内統合宛名システムを利用する場合は、情報の照会及び提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録が逐一保存される。	提供・移転の記録(端末、職員、対象住民及び照会日時等)がシステムに逐一保存される。		
令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法並びに同法に基づく目黒区個人番号の利用に関する条例及び目黒区特定個人情報保護条例の定めに基づき、各所管において事務処理マニュアルを定めるとともに、定められたルールを遵守する体制を整備する。	番号法並びに同法に基づく目黒区個人番号の利用に関する条例及び目黒区特定個人情報の保護に関する条例の定めに基づき、各所管において事務処理マニュアルを定めるとともに、定められたルールを遵守する体制を整備する。		
令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名システムにおいて、番号法に基づき認められる情報に限り、認められた相手にのみ提供及び移転を行うよう設定を行う。 ・提供及び移転に伴うシステム設定を行う際は、事前に十分な確認及び検証作業を行う。	・番号法に基づき認められる情報に限り、認められた相手にのみ提供及び移転を行うようシステム設定を行う。 ・提供及び移転に伴うシステム設定を行う際は、事前に十分な確認及び検証作業を行う		
令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置＞ 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞(省略)	＜個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置＞ 特定個人情報の照会・提供時には、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞(省略)		

令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(記載なし)	<その他のリスク> 接続の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク。 <リスクに対する措置の内容> 【個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置】 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携（接続）は、団体内統合宛名システムを介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、区の業務システムへのアクセスはできない。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いるよう制御することにより、不正な名寄せが行われることを防止する。 【中間サーバーにおける措置】 1 中間サーバーと既存住基システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバーでは、地方公共団体ごとに特定個人情報のデータベースを管理し、アクセス制	
----------	---	--------	--	--

令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	・ハードウェア(サーバー)専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理している。 ・作業スペースへの部外者の立ち入りを禁止している	①区施設内のサーバ設置場所の管理 ・区施設内の他の部屋とは区別し、専用の部屋とする。 ・出入口には、電子錠等による入退室を管理する設備を設ける。 ・監視カメラによる24時間監視を行う。 ・許可されたもの以外の機器持込み・使用を禁止する。 ②データセンターにおける管理(令和3年1月以降予定) ・特定非営利活動法人日本データセンター協会が定める安全管理基準により高い安全性を確保する。 ・データセンターの入館・サーバ室の入退室を管理する設備を設ける。 ・地震や火災など災害に対して、データ保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。 ・機器の故障や保守など一部設備の停止時において、コンピューティングサービスを継続して提供できる冗長構成の設備を設ける。 ③バックアップデータの保管場所の管理 ・バックアップデータが格納された電子記録媒体の委託による外部保管場所は、地震や火災など災害に対して、媒体(データ)の保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。 ・令和3年1月以降(予定)のバックアップデータは、データセンター内で管理する。		
令和2年3月3日 (続き)			④本特定個人情報を取り扱う部屋の管理 ・特定個人情報ファイル内のデータの参照・更新をすることができる業務端末は、セキュリティワイヤーで固定する。 ・特定個人情報が記載された書類は、鍵付きの書庫に保管する。 ・部外者以外の立ち入りを禁止する。 ・許可されたもの以外の機器持込み・使用を禁止する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ○中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。		

令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	・個人住民税システムは、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 ・個人住民税システムの端末は、外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。 ・システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて詳細に設定し、アクセスログを記録している。	【目黒区における対策】 ・個人住民税システムは、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 ・個人住民税システムの端末は、外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。 ・システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて詳細に設定し、アクセスログを記録している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。		
令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	生存者の特定個人情報と同様の方法にて安全管理措置を実施する。		
令和2年3月3日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	年に1回、担当課内において、評価書の記載内容通りの運用がなされていることを確認する。	【目黒区における措置】 年に1回、担当課内において、次の観点による自己点検を実施し、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることを確認する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ○運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	事前	①重要な変更

令和2年3月3日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<内部監査> 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、次の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <外部監査> 第三者の監査人による情報セキュリティ監査を実施する。	【目黒区における措置】 ①年に1回、情報システムの管理及び運用が適正かつ円滑に行われていることの確認を目的とし、部局相互で行う内部監査を実施する。 ②情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、第三者の監査人による外部監査を実施する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ○運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を毎年実施し、その記録を残すとともに、関係職員に対して、一定期間毎に必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 ・受託業者に対し、契約において個人情報に関する研修の実施を義務付けている。	【目黒区における措置】 ・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を毎年実施し、その記録を残すとともに、関係職員に対して、一定期間毎に必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 ・受託業者に対し、契約において個人情報に関する研修の実施を義務付けている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととし	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<その他のリスク> システム保守業務におけるリスク <リスクに対する措置の内容> システムの保守業務委託では、ソフトウェア・プログラム等のセットアップ・バージョンアップ時や障害対応時など専門性の高い作業に限り特定個人情報ファイルを保有しているデータベースにアクセスできる権限を付与して作業を行っている。これらの作業は、直接特定個人情報を取扱うものではないが、一定の管理区域内で職員立会い、入退室管理、権限管理、ログ管理等により、セキュリティを確保している。	<その他のリスク> 中間サーバーでの安定的なシステムの運用監視ができなくなるリスク。 <リスクに対する措置の内容> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	①重要な変更
令和2年3月3日	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月28日	令和元年10月11日		

令和2年3月3日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	(省略)	令和元年11月15日から令和元年12月16日まで		
令和2年3月3日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成29年10月2日	令和2年2月3日		
令和2年3月3日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	(省略)	全項目評価の再実施における第三者点検等の取り扱いに関する質疑があった。		
令和2年12月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	国税連携システム、地方税ポータルシステム、課税資料イメージ管理システム、収納消込システム、口座管理システム、国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険・児童手当等の他の業務システム	国税連携システム、地方税ポータルシステム、課税資料イメージ管理システム、収納消込システム、口座管理システム、国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険・児童手当等の他の業務システム、コンビニ交付システム(令和3年1月から)		
令和2年12月3日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	課税資料の個人特定の正確性が向上するとともに、正確な所得情報及び控除情報を把握することができることから、課税の精度が高まり、もって公平・公正な課税を実現することができる。 また、遠隔地の扶養親族の所得照会等、地方税関係情報を活用することによる課税事務の効率化並びに個人特定の正確性が向上することにより、収納状況の照会等収納事務の効率化及び振替口座の登録管理の効率化を図ることができる。	課税資料の個人特定の正確性が向上するとともに、正確な所得情報及び控除情報を把握することができることから、課税の精度が高まり、もって公平・公正な課税を実現することができる。 また、遠隔地の扶養親族の所得照会等、地方税関係情報を活用することによる課税事務の効率化並びに個人特定の正確性が向上することにより、収納状況の照会等収納事務の効率化及び振替口座の登録管理の効率化を図ることができる。 また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化を図ることができるとともに、個人番号カードのICチップに格納される電子証明書の情報を利用して、コンビニエンスストアから課税証明等の取得が可能となる。		
令和2年12月3日	I 基本情報 別添1 事務の内容	(省略)	税証明のコンビニ交付に関する記載を追加		
令和2年12月3日	I 基本情報 別添1 事務の内容 (備考)	—	【次の文言を追加】 ⑫ 住民税システムの課税証明等情報をコンビニ交付システムにデータ連携する。納税義務者からコンビニエンスストア等のマルチコピー機を利用した課税証明等の請求があった場合は、証明書交付センターを通じて目黒区のコンビニ交付システムへ請求情報が送信されて課税証明等を発行できる。		

令和2年12月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 別表1 71の項 ②提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
令和2年12月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 委託事項名称	基盤環境運用業務（予定）	基盤環境運用業務		
令和2年12月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 その他（サーバーでのシステム操作・作業用端末でのシステム操作（直接的な特定個人情報ファイルの提供は行わない））	専用線 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） その他（サーバーでのシステム操作・作業用端末でのシステム操作（直接的な特定個人情報ファイルの提供は行わない））		
令和2年12月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	現行システムのデータセンター化に伴う構築・移行業務（本特定個人情報ファイルの取扱いを含む。）の委託を予定 ①構築業務 ・基盤環境運用業務の委託事項として実施 ②移行業務 ・システム運用・保守業務又は基盤環境運用業務の委託事項として実施	現行システムのデータセンター化に伴う構築・移行業務（本特定個人情報ファイルの取扱いを含む。）を委託 ①構築業務 ・基盤環境運用業務の委託事項として実施 ②移行業務 ・システム運用・保守業務又は基盤環境運用業務の委託事項として実施		
令和2年12月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 別添2 特定個人情報ファイル記録項目 1－1当初資料情報（給与支払報告書）	【修正箇所】 寄附金（ふるさと納税）、寄附金（共同募金・日赤支部）	【修正箇所】 寄附金（市町村・都道府県分【特例控除対象外】）、寄附金（共同募金・日赤支部、市町村・都道府県分【特例控除対象外】） 【追加項目】（令和3年度分から） 摘要欄、給与_所得金額調整控除額、控除_基礎、本人_ひとり親		
令和2年12月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 別添2 特定個人情報ファイル記録項目 1－1当初資料情報（確定申告書、住民税申告書）	【修正箇所】 寄附金（ふるさと納税）、寄附金（共同募金・日赤支部）	【修正箇所】 寄附金（市町村・都道府県分【特例控除対象外】）、寄附金（共同募金・日赤支部、市町村・都道府県分【特例控除対象外】） 【追加項目】（令和3年度分から） 給与_所得金額調整控除適用区分、給与_所得金額調整控除額、本人_ひとり親、内）収入_その他雑、内）収入_業務雑、内）所得_その他雑、内）所得_業務雑		

令和2年12月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 別添2 特定個人情報ファイル記録項目 1ー5課税台帳情報 (課税情報)	【修正箇所】 寄附金(ふるさと納税)、寄附金(共同募金・日赤支部)	【修正箇所】 寄附金(市町村・都道府県分【特例控除対象】)、 寄附金(共同募金・日赤支部、市町村・都道府県分【特例控除対象外】) 【追加項目】(令和3年度分から) 給与_所得金額調整控除適用区分、給与_所得金額調整控除額、本人_ひとり親、内)収入_その他雑、内)収入_業務雑、内)所得_その他雑、内)所得_業務雑		
令和3年7月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	国税連携システム、地方税ポータルシステム、課税資料イメージ管理システム、収納消込システム、口座管理システム、国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険・児童手当等の他の業務システム、コンビニ交付システム(令和3年1月から)	国税連携システム、地方税ポータルシステム、課税資料イメージ管理システム、収納消込システム、口座管理システム、国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・介護保険・児童手当等の他の業務システム、コンビニ交付システム	事後	コンビニ交付システム稼働に伴う稼働開始予定日の削除
令和3年7月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	給与・公的年金支払者などから・・・(略) 1 給与支払報告書や公的年金等支払報告書等データのダウンロード 2 特別徴収税額通知書データの送信 3 申告データの審査及び照会 4 申請・届出データの審査及び照会	給与・公的年金支払者などから・・・(略) 1 給与支払報告書や公的年金等支払報告書等データのダウンロード 2 特別徴収税額通知書データの送信 3 申告データの審査及び照会 4 申請・届出データの審査及び照会 5 ふるさと納税に係る申告特例通知書の送信	事前	申告特例通知書の電子送付開始に伴う変更(令和4年1月予定)
令和3年7月20日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号及び・・・ 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号及び・・・	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び・・・ 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び・・・	事後	番号法改正対応
令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]本人または本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 (生活福祉課障害福祉課) (以下省略)	[○]本人または本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 (生活福祉課障害者支援課) (以下省略)	事後	組織名変更対応
令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	税務課、戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所、情報課(※) ※情報課はシステムの運用管理部署	税務課、戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所、情報政策課(※) ※情報政策課はシステムの運用管理部署	事後	組織名変更対応
令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(5)件	(4)件	事後	委託業務終了による件数減

令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	未定	株式会社 日立システムズ	事後	データセンターの運用委託先を記載
令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	(記載省略)	(すべて削除)	事後	データセンター稼働に伴いバックアップデータの外部保管委託終了のため削除
令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(63)件 [○]移転を行っている(39)件	[○]提供を行っている(64)件 [○]移転を行っている(40)件	事後	各所属あて調査結果を反映
令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第10号	事後	番号法改正対応

令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【目黒区における措置】 ①令和2年12月まで(予定) ・システムのサーバ(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバを含む。)は、区施設内にある専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理を行う。 ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータを保存した電子記録媒体は、別途遠隔地に保管し、委託により安全管理措置が講じられた場所で管理する。 ②令和3年1月以降(予定) ・システムのサーバ群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバを除く。)は、入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。 ・システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)又は外部データセンター(入館及びサーバ室への入室の厳重管理実施)に設置する。 ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】	【目黒区における措置】 ・システムのサーバ群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバを除く。)は、入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。 ・システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)又は外部データセンター(入館及びサーバ室への入室の厳重管理実施)に設置する。 ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 (以下省略)	事後	データセンター稼働に伴う従前の措置の削除
令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	現行システムのデータセンター化に伴う構築・移行業務(本特定個人情報ファイルの取扱いを含む。)の委託を予定 ①構築業務 ・基盤環境運用業務の委託事項として実施 ②移行業務 ・システム運用・保守業務又は基盤環境運用業務の委託事項として実施	(記載削除)	事後	データセンター化に向けた構築・委託業務終了のため削除

令和3年7月20日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(省略) ②データセンターにおける管理(令和3年1月以降予定) ・ 特定非営利活動法人日本データセンター協会が定める安全管理基準により高い安全性を確保する。 ・ データセンターの入館・サーバ室の入退室を管理する設備を設ける。 ・ 地震や火災など災害に対して、データ保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。 ・ 機器の故障や保守など一部設備の停止時において、コンピューティングサービスを継続して提供できる冗長構成の設備を設ける。 ③バックアップデータの保管場所の管理 ・ バックアップデータが格納された電子記録媒体の委託による外部保管場所は、地震や火災など災害に対して、媒体(データ)の保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。 ・ 令和3年1月以降(予定)のバックアップデータは、データセンター内で管理する。 ④本特定個人情報を取り扱う部屋の管理 (省略)	(省略) ②データセンターにおける管理 ・ 特定非営利活動法人日本データセンター協会が定める安全管理基準により高い安全性を確保する。 ・ データセンターの入館・サーバ室の入退室を管理する設備を設ける。 ・ 地震や火災など災害に対して、データ保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。 ・ 機器の故障や保守など一部設備の停止時において、コンピューティングサービスを継続して提供できる冗長構成の設備を設ける。 ・ バックアップデータは、データセンター内で管理する。 ③本特定個人情報を取り扱う部屋の管理 (省略)	事後	データセンター稼働に伴うバックアップデータ保管場所の変更を反映
令和3年7月20日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【目黒区における措置】 ・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 (以下省略)	【目黒区における措置】 ・関係職員(会計年度任用職員を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 (以下省略)	事後	制度改正対応
令和3年7月20日	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	・問合わせがあった場合は、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、企画経営部広報課報道・情報公関係に報告する。	・問合わせがあった場合は、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、企画経営部行政情報マネジメント課に報告する。	事後	組織名変更対応、送り仮名修正
令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 別表1 121の項追加	(記載なし)	「番号法別表第二の121の項」に係る事務を追加	事後	番号法改正(予定)対応
令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先6	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を移転先No.6として追加し、それ以降の項目の移転先Noを繰り下げる。 移転先6 健康推進課「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務」を追加	事後	移転先調査回答より

令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先16	【項目削除】 従前の移転先No.16を削除し、それ以降の項目の移転先No.を繰り上げる。 移転先16 介護保険課「介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務(地域支援事業の実施要件の確認)」を削除	(記載なし)	事後	移転先調査回答より
令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先34	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を移転先No.34として追加し、それ以降の項目の移転先No.を繰り下げる。 移転先34 子育て支援課「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務」を追加	事後	移転先調査回答より
令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先8、9(変更前)	【移転先(課名)の変更】 保健予防課	【移転先(課名)の変更】 感染症対策課	事後	移転先調査回答より
令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先18～25(変更前)	【移転先(課名)の変更】 障害福祉課	【移転先(課名)の変更】 障害者支援課	事後	移転先調査回答より
令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先34、35(変更前)	【移転先(課名)の変更】 子ども家庭課	【移転先(課名)の変更】 子ども家庭支援センター	事後	移転先調査回答より
令和3年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先1～40(すべて)	⑥移転方法 庁内連携システム	⑥移転方法 専用線	事後	実態に合わせて修正 (最初のPIA当時は連携システム構築予定だったが、実際は構築されなかったため)
令和4年12月16日	Ⅰ 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第2の1、…、117及び120の項	・別表第2の1、…、117、120及び121の項	事後	番号法改正対応
令和4年12月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	行政機関 独立行政法人等 (国税庁 年金保険者 地方公共団体情報システム機構)	行政機関 独立行政法人等 (国税庁 年金保険者 地方公共団体情報システム機構 内閣総理大臣)	事後	公的給付支給等口座の情報連携開始に伴う番号法改正対応

令和4年12月16日	概要 別添2 特定個人情報ファイル 記録項目 1ー1 当初資料情報(年金支 払報告書)	—	【項目追加】 ・本人__ひとり親	事後	年金支払報告書の項目追加 対応
令和4年12月16日	概要 別添2 特定個人情報ファイル 記録項目 1ー1 当初資料情報(確定申 告書・住民税申告書)	・金額予備項目18	・配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分	事後	確定申告書の項目追加対応
令和4年12月16日	概要 別添2 特定個人情報ファイル 記録項目 1ー5 課税台帳情報(課税情 報)	・金額予備項目18	・配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分	事後	確定申告書の項目追加対応
令和4年12月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先12(変更前)	【項目削除】 従前の移転先No.12を削除し、それ以降の項目 の移転先No.を繰り上げる。 移転先12 碑文谷保健センター「予防接種法に よる給付の支給又は実費の徴収に関する事務」 を削除	(記載なし)	事後	移転先調査回答より
令和4年12月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先25(変更後)	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を移転先No25として追加し、それ以降 の項目の移転先No.を繰り下げる。 移転先25 障害者支援課「心身障害者の医療 費の助成に関する条例(昭和49年3月東京都条 令第20号)による医療費の助成に関する事務」 を追加	事後	移転先調査回答より
令和4年12月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先26(変更後)	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を移転先No26として追加し、それ以降 の項目の移転先No.を繰り下げる。 移転先26 障害者支援課「心身障害者等に対 する福祉タクシー利用券の交付に関する事務」を 追加	事後	移転先調査回答より
令和4年12月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 別表2 移転先27(変更後)	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を移転先No27として追加し、それ以降 の項目の移転先No.を繰り下げる。 移転先27 障害者支援課「心身障害者等に対 する自動車の燃料費の助成に関する事務」を追加	事後	移転先調査回答より

令和4年12月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 別表2 移転先29（変更後）	生活福祉課「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務」の移転方法 「専用線」	生活福祉課「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務」の移転方法 「紙」	事後	移転先調査回答より
令和4年12月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 別表2 移転先43（変更後）	（記載なし）	【項目追加】 次の項目を移転先No43として追加し、それ以降の項目の移転先Noを繰り下げる。 移転先43 臨時給付金課「公金受取口座登録法第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付（目黒区住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務）」を追加	事後	移転先調査回答より
令和4年12月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 別表2 移転先44（変更後）	（記載なし）	【項目追加】 次の項目を移転先No44として追加し、それ以降の項目の移転先Noを繰り下げる。 移転先44 臨時給付金課「公金受取口座登録法第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付（目黒区電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務）」を追加	事後	移転先調査回答より
令和4年12月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 別表2 移転先45（変更後）	（記載なし）	【項目追加】 次の項目を移転先No45として追加し、それ以降の項目の移転先Noを繰り下げる。 移転先45 臨時給付金課「公金受取口座登録法第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付（目黒区住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金に関する事務）」を追加	事後	移転先調査回答より
令和5年9月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[] 庁内連携システム [○] 宛名システム等	[○] 庁内連携システム [] 宛名システム等	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[] 庁内連携システム [○] 宛名システム等	[○] 庁内連携システム [] 宛名システム等	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更

令和5年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[] 庁内連携システム [O] 宛名システム等	[O] 庁内連携システム [] 宛名システム等	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
令和5年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	「団体内統合宛名システム」について記載	「共通連携基盤システム」についての記載に変更	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
令和5年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	4 個人住民税システム接続 中間サーバーと団体内統合宛名システムとの間で照会内容、提供内容、特定個人情報(連携対象)等について連携する。	4 個人住民税システム接続 中間サーバーと共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能との間で照会内容、提供内容、特定個人情報(連携対象)等について連携する。	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
令和5年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[] 庁内連携システム [O] 宛名システム等	[O] 庁内連携システム [] 宛名システム等	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
令和5年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	[] 庁内連携システム	[O] 庁内連携システム	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
令和5年9月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項並びに主務省令(※)第16条 ※主務省令: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	・番号法(※1)第9条第1項及び別表第1の24の項 ・別表第1主務省令(※2)第16条 (※1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (※2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事前	番号法改正に伴う変更

令和5年9月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120及び121の項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の27の項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の38の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の1、2、3、4、6、9、11、13、18、25、32、34、37、38、39、40、41、42、47、48、49、51、53、54、56、62、67、68、73、75、76、78、79、80、81、82、83、84、89、90、97、104、114、116、121、122、124、130、134、135、137、140、141、142、147、148、149、151、152、155、157の項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事前	番号法改正に伴う変更
令和5年9月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	団体内統合宛名システム	共通連携基盤システム	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
令和5年9月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(省略)	(図中にガバメントクラウド範囲を記載し、これに伴い矢印等を変更)	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[] 庁内連携システム	[O] 庁内連携システム	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	5件	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社イマージュ	株式会社 ニューコン	事後	実態に合わせて修正

令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]その他()	[○]その他(ファイル転送サービス(親展通信))	事後	運用の変更を反映
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	個人住民税システム・団体内統合宛名システムを含む基幹系システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	個人住民税システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、業務における管理体制等を明示した再委託の申請を受け、許諾の可否を判断	事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。		運用の変更を反映
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	「基盤環境運用業務」について記載	「宛名システム運用・保守業務」についての記載に変更	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	(記載なし)	共通連携基盤システム運用・保守業務 ・・・(以下略)	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(64)件 [○]移転を行っている(40)件	[○]提供を行っている(62)件 [○]移転を行っている(45)件	事前	番号法改正及び移転先調査に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ⑥提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	光ディスクによる提供の廃止に伴う変更

令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 別表1(提供先一覧) 提供先～提供先における用途	(省略)	(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正を反映)	事前	番号法改正に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 別表2(移転先一覧) No.7 移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	移転先調査に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 別表2(移転先一覧) No.1～28、30～45 移転方法	専用線	庁内連携システム	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] 専用線	[○] 庁内連携システム [] 専用線	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更

令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【目黒区における措置】 ・システムのサーバ群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバを除く。)は、入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。 ・システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)又は外部データセンター(入館及びサーバ室への入室の厳重管理実施)に設置する。 ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 (省略)	【ガバメントクラウド(※)における措置】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 (※)ガバメントクラウド 地方公共団体における国仕様準拠の情報システム等も利用可能な国調達のクラウドサービス ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 【目黒区における措置】 ・ガバメントクラウド以外の環境のシステムについては、サーバ群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバを除く。)は、入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。 ・システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)又は外部データセンター(入館及びサーバ室への入室の厳重管理実施)に設置する。 ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 (省略)	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
-----------------	--	--	---	-----------	-------------------------

令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【目黒区における措置】 本特定個人情報ファイル内の保管期間が経過したデータは、システムにて自動判別し、消去する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・特定個人情報の消去は目黒区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 【目黒区における措置】 本特定個人情報ファイル内の保管期間が経過したデータは、システムにて自動判別し、消去する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・特定個人情報の消去は目黒区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	(記載なし)	①個人住民税システムについては、令和7年度までにガバメントクラウドに構築の国仕様に準拠したシステムに移行予定 ②上記移行に先立ち、関連システム間のデータ連携等を担う共通連携基盤システム(庁内連携システム)を構築(従来の団体内統合宛名システム・申請管理システムも包含)をガバメントクラウド上に構築 ③上記移行に伴う既存システムデータは、移行後速やかに消去する。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

令和5年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(省略)	(記録項目として以下のものを追加) 5. 団体内統合宛名機能記録項目(※1) ・宛名番号 ・個人番号 ・団体内統合宛名番号 ・符号取得状況 ・不開示・自動応答不可フラグ 設定情報 (※1)情報提供ネットワークシステムを通じた 情報提供を行うため、共通連携基盤システムの 団体内統合宛名機能において別途保有する情 報 6. 中間サーバー記録項目(※2) ・団体内統合宛名番号 ・情報提供用個人識別 符号 ・情報提供用の副本情報 ・情報提 供等の記録 ・不開示 ・自動応答不可 フラグ (※2)情報提供ネットワークシステムを通じた 情報提供を行うため、中間サーバーにおいて別	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情 報が不正確であるリスク その他の措置の内容	(記載なし)	行政事務処理を通常の処理以外の方法で行ったときは、あらかじめ定めた手順・事例蓄積により整理した的確な手順で行うとともに、記録内容が適正かどうかを確認する。		運用の変更を反映

令和5年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行わ れるリスク リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム及び団体内統合宛名シ ステムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報の照会 及び提供(どの端末・職員が、どの住民の情報に ついていつ参照を行ったか)の記録をデータベ ースに逐一保存することで、不正な入手を防止す る。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネット ワークシステムにおける照会許可照合リストを 情報提供ネットワークシステムから入手し、中間 サーバーにも格納して、情報提供機能により、照 会許可照合リストに基づき情報連携が認めら れた特定個人情報の提供の要求であるかチェッ クを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワー クシステムに情報提供を行う際には、情報提供 ネットワークシステムから情報提供許可証と情報 照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照 会内容に対応した情報を自動で生成して送付す ることで、特定個人情報が不正に提供されること を防止する。 3 特に慎重な対応が求められる情報について は自動応答を行わないように自動応答不可フラ グを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、 送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、セ ンシティブな特定個人情報が不正に提供される ことを防止する。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能で は、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ロ グアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録 が実施されるため、不適切な接続端末の操作 や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組み になっている。	【業務システム及び共通連携基盤システムにお ける措置】 ○特定個人情報の照会時には、情報の照会及 び提供(どの端末・職員が、どの住民の情報につ いていつ参照を行ったか)の記録をデータベ ースに逐一保存することで、不正な入手を防止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネット ワークシステムに情報照会を行う際には、情報 提供許可証の発行と照会内容の照会許可照 合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワー クシステムに求め、情報提供ネットワークシ ステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を 実施することになる。つまり、番号法上認められ た情報連携以外の照会を拒否する機能を備えて おり、目的外提供やセキュリティリスクに対応し ている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※ 3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイ ン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末の 操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕 組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した 特定個人情報の照会及び照会した情報の受領 を行う機能 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワー クシステムを使用した特定個人情報の提供に係 る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人 情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するた めに使用するもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職 員に付与された権限に基づいた各種機能や特 定個人情報へのアクセス制御を行う機能	事前	共通連携基盤システム導入に 伴う変更
-----------------	--	---	--	-----------	-------------------------------

令和5年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携（接続）は、団体内統合宛名システムを介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本区の業務システムへのアクセスはできない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いるように制御しており、不正な名寄せが行われることを防止する。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバーでは、地方公共団体ごとに特定個人情報のデータベースを管理し、アクセス制	【業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置】 ○情報提供ネットワークシステムとの全ての連携（接続）は、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能を介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本区の業務システムへのアクセスはできない。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ○中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	中間サーバーへの連携にあたっては事前に十分なテスト及び検証を行い、不正確な入手を防止する。	【業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置】 ①中間サーバーとの連携に当たっては、事前に十分なテスト及び検証を行い、不正確な入手を防止する。 ②中間サーバーからの情報照会結果の内容は、改変は行わない。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ○中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更

令和5年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスクに対する措置の内容	＜個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置＞ 中間サーバーと団体内統合宛名システムの連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間のみの通信とすることで、漏えい・紛失を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報の漏えい・紛失を防止する。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワー	【業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置】 ○ 中間サーバーと団体内統合宛名システムの連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間のみの通信とすることで、漏えい・紛失を防止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ① 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ② 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワー	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
		＜中間サーバーにおける措置＞ 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバーでは、地方公共団体ごとに特定個人情報のデータベースを管理し、アクセス制御している。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		

令和5年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われ るリスク リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システム及び団体内統合宛名シ ステムにおける措置＞ 特定個人情報の照会・提供時には、情報照会・ 情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報 についていつ参照を行ったか)の記録をデー タベースに逐一保存することで、不正な提供を防 止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネット ワークシステムにおける照会許可用照合リストを 情報提供ネットワークシステムから入手し、中間 サーバーにも格納して、情報提供機能により、照 会許可用照合リストに基づき情報連携が認めら れた特定個人情報の提供の要求であるかチェッ クを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワー クシステムに情報提供を行う際には、情報提供 ネットワークシステムから情報提供許可証と情報 照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照 会内容に対応した情報を自動で生成して送付す ることで、特定個人情報が不正に提供されるこ とを防止する。 3 特に慎重な対応が求められる情報について は自動応答を行わないように自動応答不可フラ グを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、 送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、セ ンシティブな特定個人情報が不正に提供される ことを防止する。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能で は、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ロ グアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録 が実施されるため、不適切な接続端末の操作 や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組み になっている。	【業務システム及び共通連携基盤システムにお ける措置】 ○特定の権限者以外は情報の照会及び提供が できず、さらに、情報照会・情報提供記録をデー タベースに逐一保存することで、不適切な方法で 特定個人情報がやりとりされることを防止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供 ネットワークシステムに送信する情報は、情報照 会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実 施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能で は、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ロ グアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録 が実施されるため、不適切な接続端末の操作 や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組み になっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可 用照合リストを管理する機能。 【中間サーバーにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネット ワークシステムとの間は、高度なセキュリティを 維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネッ トワーク等)を利用することにより、不適切な方法 で提供されることを防止する。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術 を利用し、団体ごとに通信回線を分離するととも に、通信を暗号化することで漏えい・紛失を防止 する。 ③中間サーバーの保守・運用を行う事業者にお いては、特定個人情報に係る業務にはアクセス ができないよう管理を行い、不適切な方法での 情報提供を行えないよう管理している。	事前	共通連携基盤システム導入に 伴う変更
-----------------	---	---	--	-----------	-------------------------------

令和5年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供 されるリスク リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置＞ 特定の権限者以外は情報の照会及び提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報やりとりされることを防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1 セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されることを防止する。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失を防止する。 3 中間サーバーの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行わないよう管理している。	【業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置】 ○特定の権限者以外は情報の照会及び提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報やりとりされることを防止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 【中間サーバーにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されることを防止する。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失を防止する。 ③中間サーバーの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行わないよう管理している。	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
-----------------	---	--	--	-----------	--------------------------

令和5年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供して しまうリスク、誤った相手に提 供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システム及び団体内統合宛名シ ステムにおける措置＞ ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措 置 提供・移転する情報のシステムの論理チェッ クを行い、誤った情報が作成されることを防止す る。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措 置 番号法に基づき認められる情報に限り、認めら れた相手にのみ提供・移転できる仕組みになっ ている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1 情報提供機能により、情報提供ネットワー クシステムに情報提供を行う際には、情報提供許 可証と情報照会者への経路情報を受領した上 で、情報照会内容に対応した情報提供をすること で、誤った相手に特定個人情報が提供される ことを防止する。 2 情報提供データベース管理機能(※)により、 情報提供データベースに不要なデータを取り込 まないよう制御を行うとともに、接続端末にて情 報提供データベースの内容を目視により確認す ることで、誤った特定個人情報を提供してしまう ことを防止する。	＜業務システム及び共通連携基盤システムにお ける措置＞ 【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措 置】 ○提供・移転する情報のシステムの論理チェッ クを行い、誤った情報が作成されることを防止す る。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措 置】 ○番号法に基づき認められる情報に限り、認め られた相手にのみ提供・移転できる仕組みに なっている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワー クシステムに情報提供を行う際には、情報提供許 可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、 情報照会内容に対応した情報提供をすること で、誤った相手に特定個人情報が提供されるこ とを防止する。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、 情報提供データベースに不要なデータを取り込 まないよう制御を行うとともに、接続端末にて情 報提供データベースの内容を目視により確認す ることで、誤った特定個人情報を提供してしまう ことを防止する。	事前	共通連携基盤システム導入に 伴う変更
-----------------	--	--	--	-----------	-------------------------------

令和5年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	<その他のリスク> 接続の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク。 <リスクに対する措置の内容> 【個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置】 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携（接続）は、団体内統合宛名システムを介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、区の業務システムへのアクセスはできない。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いるよう制御することにより、不正な名寄せが行われることを防止する。 【中間サーバーにおける措置】 1 中間サーバーと既存住基システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバーでは、地方公共団体ごとに特定個人情報のデータベースを管理し、アクセス制	<その他のリスク> 接続の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク <リスクに対する措置の内容> 【業務システム及び共通連携基盤システムにおける措置】 ○情報提供ネットワークシステムとの全ての連携（接続）は、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能を介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、区の業務システムへのアクセスはできない。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いるよう制御することにより、不正な名寄せが行われることを防止する。 【中間サーバーにおける措置】 ①中間サーバーと既存住基システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバーでは、地方公共団体ごとに特定	事前	共通連携基盤システム導入に伴う変更
-----------------	---	--	---	-----------	--------------------------

令和5年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(省略)	(以下の記載を追加) 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(省略)	(以下の記載を追加) 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

令和5年9月1日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	(記載なし)	情報セキュリティに関する事故が発生した場合には、その対処後、原因を究明し、情報セキュリティ対策の見直し・再周知等を行い、再発を防止する。		行政情報マネジメント課記載例に合わせて変更
令和5年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	削除後一定期間経過したデータは、システム機能により消去している。	【目黒区における措置】 ①法令等の定めによる保存期間が経過したデータは一定期間経過後消去する。 ②消去の際は、物理的な破壊、消去ソフトの使用等により、判読不能な状態にする。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ○データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和5年9月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(省略)	(以下の記載を追加) 【ガバメントクラウドにおける措置】 ○ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

令和5年9月1日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<その他のリスク> 中間サーバーでの安定的なシステムの運用監視ができなくなるリスク。 <リスクに対する措置の内容> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	【その他のリスク①】 中間サーバーでの安定的なシステムの運用監視ができなくなるリスク 【リスクに対する措置の内容】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 【その他のリスク②】 ガバメントクラウドに係るその他のリスク 【リスクに対する措置の内容】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和5年9月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法 特記事項	目黒区公式ホームページにおいて請求に必要な様式及び請求方法を公表する。	目黒区公式ウェブサイトにおいて請求に必要な様式及び請求方法を公表する。	事後	実態に合わせて修正
令和5年9月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	個人情報業務登録簿に記載の名称	個人情報ファイル簿に記載の名称	事後	個人情報保護法改正に伴う変更
令和5年9月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー	目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー、目黒区公式ウェブサイト	事後	個人情報保護法改正に伴う変更
令和5年9月1日	VI 評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和元年10月11日	令和5年9月1日		PIA再実施に伴う変更

令和5年9月1日	VI 評価実施手続き 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和元年11月15日から令和元年12月16日まで	令和5年12月1日から令和6年1月4日まで		PIA再実施に伴う変更
令和5年9月1日	VI 評価実施手続き 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	区報に実施についての記事を掲載するとともに、区公式ホームページ及び総合庁舎その他区有施設において評価書(変更案)を公開し、意見を受け付ける。	区報に実施についての記事を掲載するとともに、区公式ウェブサイト及び総合庁舎その他区有施設において評価書(変更案)を公開し、意見を受け付ける。	事後	実態に合わせて修正
令和5年9月1日	VI 評価実施手続き 3. 第三者点検 ①実施日	令和2年2月3日	令和6年2月5日		PIA再実施に伴う変更
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 1ー5. 課税台帳情報	(省略)	以下の記録項目を追記 ・森林環境税額 ・森林環境税__免除額 ・森林環境税__免除年月 ・森林環境税__免除事由		森林環境税創設に伴う変更
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 1ー5. 課税台帳情報	・差引年税額	・差引住民税額		森林環境税創設に伴う変更
令和7年1月31日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法(※1)第9条第1項及び別表第1の24の項 ・別表第1主務省令(※2)第16条 (※1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (※2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	番号法別表24の項	事後	番号法改正に伴う変更

令和7年1月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の38の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の1、2、3、4、6、9、11、13、18、25、32、34、37、38、39、40、41、42、47、48、49、51、53、54、56、62、67、68、73、75、76、78、79、80、81、82、83、84、89、90、97、104、114、116、121、122、124、130、134、135、137、140、141、142、147、148、149、151、152、155、157の項 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、13の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、147の項、151の項、152の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項及び173の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	給与支払報告書等のデータエントリー業務委託	給与支払報告書のデータエントリー業務委託	事後	実態に合わせて更新
令和7年1月31日	概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	給与支払報告書・公的年金等支払報告書などの紙資料の電子データ化作業	給与支払報告書(紙資料)の電子データ化作業	事後	実態に合わせて更新
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その他妥当性	給与支払報告書・年金支払報告書などに記載される事項は、データでの提出、紙提出にかかわらず全て個人住民税システムに取り込む必要があるが、紙提出の資料については、提出があった資料に係る申告者全てのデータ化を民間事業者者に委託することで、コストの削減と品質を確保した効率的な業務運営を行うことができるため。	給与支払報告書に記載される事項は、データでの提出、紙提出にかかわらず全て個人住民税システムに取り込む必要があるが、紙提出の資料については、提出があった資料に係る申告者全てのデータ化を民間事業者者に委託することで、コストの削減と品質を確保した効率的な業務運営を行うことができるため。	事後	実態に合わせて更新
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社ニューコン	株式会社イマージュ	事後	最新に更新

令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]その他(ファイル転送サービス(親展通信))	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]その他(ファイル転送サービス(LGWAN回線))	事後	実態に合わせて更新
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	日本電算機用品株式会社	TOPPANエッジ株式会社	事後	最新に更新
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑨再委託事項	印字・封入封緘作業後の通知書等の納品に係る運搬業務	印字・封入封緘作業後の通知書等の作成業務及び納品に係る運搬業務	事後	最新に更新
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(62)件 [○]移転を行っている(45)件	[○]提供を行っている(65)件 [○]移転を行っている(46)件	事後	最新に更新
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 別表1(提供先一覧)	(省略)	(全面的に最新に更新)	事前	番号法別表1の改正、別表2の削除に伴う変更
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 別表2(移転先一覧) No.12	(省略)	(新規追加) 保健予防課 心身障害者の医療費の助成に関する条例第4条の申請に係る事実についての審査若しくは受給者証の交付又は同条例第6条の届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	各課あて移転先調査回答に基づく変更
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 別表2(移転先一覧) No.38	(省略)	(新規追加) 子育て支援課 私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金に関する事務	事後	各課あて移転先調査回答に基づく変更

令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 別表2(移転先一覧) No.38	(省略)	(新規追加) 子育て支援課 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に関する事務	事後	各課あて移転先調査回答に基づく変更
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(省略)	(記録項目として以下のものを追加) 1ー1. 当初資料情報 (給与支払報告書) ・所得税 定額減税額(入力値) ・所得税 定額減税不足額(入力値) ・所得税 定額減税額(計算値) ・所得税 定額減税不足額(計算値) ・所得税 定額減税対象人数 (年金支払報告書) ・所得税 定額減税額(入力値) ・所得税 定額減税不足額(入力値) ・所得税 定額減税額(計算値) ・所得税 定額減税不足額(計算値) ・所得税 定額減税対象人数 ・摘要欄 (確定申告書・住民税申告書) ・内)国外居住人数 ・所得税 定額減税額(入力値) ・所得税 定額減税額(計算値) ・所得税 定額減税不足額(入力値) ・所得税 定額減税不足額(計算値) ・所得税 定額減税対象人数	事後	定額減税実施に伴う対応
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(省略)	(記録項目として以下のものを追加) 1ー5. 課税台帳情報 (課税情報) ・定額減税額 ・市__定額減税額 ・県__定額減税額 ・市__定額減税前__所得割 ・県__定額減税前__所得割 ・定額減税不足額 ・内)国外居住人数 ・定額減税用__併徴フラグ ・定額減税用__全体分定額減税額 ・所得税 定額減税額(入力値) ・所得税 定額減税額(計算値) ・所得税 定額減税不足額(入力値) ・所得税 定額減税不足額(計算値) ・所得税 定額減税対象人数	事後	定額減税実施に伴う対応

令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	1ー5. 課税台帳情報 (課税情報) ・区__所得割 ・都__所得割	1ー5. 課税台帳情報 (課税情報) ・区__定額減税後__所得割 ・都__定額減税後__所得割	事後	定額減税実施に伴う対応
令和7年1月31日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー、目黒区公式ウェブサイト	目黒区公式ウェブサイト	事後	区政情報コーナー終了に伴う変更